［60～84　略］		［60～84　同左］

［２～４　略］　　［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
［１・２　略］			［１・２　同左］		
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域			３　［同左］		
［１～43　略］			［１～43　同左］		
44	(1)　栃木県宇都宮市塙田１―１―20　(180.40) (2)　栃木県日光市藤原字タテ原　(1359.00)	北緯36度34分01秒東経139度52分59秒の地点と北緯36度36分35秒東経139度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	44	(1)　栃木県宇都宮市塙田１―１―20　(180.40) (2)　栃木県日光市藤原字タテ原　(1359.00)	北緯36度34分01秒東経139度52分59秒の地点と北緯36度36分35秒東経139度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
			45	削除	
			46	削除	
			47	(1)　大阪府大阪市中央区難波５―１―60　(146.40) (2)　大阪府大阪市西区九条南１―12―54　(116.60)	北緯34度39分52秒東経135度30分00秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度28分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［４　略］			［４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

七　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
１　電気通信業務用伝搬障害防止区域			１　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～33　略］			［１～33　同左］		